

時間及び区域の区分ごとの規制基準

騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 2 種区域	60 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第 4 種区域	70 dB	70 dB	60 dB

備考

第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における当該基準は、この表の値から 5 dB を減じた値とする。

振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

備考

第 1 種区域、第 2 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における当該基準は、この表の値から 5 dB を減じた値とする。

指定地域

法及び条例では、騒音又は振動を防止することによって、住民の生活環境を保全する必要がある地域(指定地域)を市の区域については市長が指定しています。指定地域図の閲覧等については、南あわじ市環境課で閲覧できます。